公益社団法人岸和田青年会議所経理規則 新旧対照表

新 旧 第5条(予算編成) 第5条(予算編成) 予算は委員長等の事業計画案に従い理事長が予算は委員長等の事業計画案に従い理事長がこ これを立案し、**理事会の決議を経て**理事長がこれを立案し、理事会及び総会の決 議を経て理 事長がこれを行う れを行う。 第6条(予算期間) 第6条(予算期間) 予算期間は、定款**第 48 条**に定める期間とする。|予算期間は、定款第33条に定める期間とする。 第 10 条 (理事長専決事項) 第 10 条 (理事長専決事項) 次の事項は理事長がこれを行う。 次の事項は理事長がこれを行う。 (1) 予算の執行 (1) 予算の執行 但し、**総会への予算報告**が年度開始後となる場但し、総会による予算決定が年度開始後となる 合には、その報告をするまでのあいだは前年度場合には、その決定を得るまでのあいだは前年 における**理事会の決議**による予算を予算とみ度における総会の決定による予算を予算とみな なし執行する。 し執行する。 第 11 条(予算科目外の支出) 第11条(予算科目外の支出) 予算科目外の支出をしようとする場合には、理予算科目外の支出をしようとする場合には、理 事会の決議を経てこれを行い、総会において<mark>報</mark>事会の決議を経てこれを行い、総会において承 告しなければならない。 認を得なければならない。 第16条(決算報告の提出、承認) 第16条(決算報告の提出、承認) |理事長は、決算報告を事業年度終了後延滞なく||理事長は、決算報告を事業年度終了後延滞なく |作成し、監事の監査を経て次年度理事会の**決議**||作成し、監事の監査を経て次年度 理事会のけ を経た後、事業年度終了後次年度総会の承認を一つぎを経た後、事業年度終了後 2 ヶ月以内に次年 得なければならない。 度総会の承認を得なければならない。

第 17 条(決算期間)

決算期間は、定款**第48条**に定める期間とする。決算期間は、定款第33条に定める期間とする。

第 17 条(決算期間)